



# 本巢市景観計画の概要

「景観計画」は地域の特性に応じた景観の保全・創出を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。



平成27年3月  
本巢市

本巢市では、平成27年3月に景観法に基づく本巢市景観計画を策定し、平成27年10月から景観条例の運用を開始します。

# ほっとして、

～雄大な自然、農村の原風景、



# 元気をを感じる景観のあるまち

特色あるまちの顔が織りなす美しい景観づくり～

## 基本方針1

市民が誇る豊かな自然と調和した潤いと親しみのある景観づくり

## 基本方針2

市民が愛着を持って暮らせる住み心地のよい景観づくり

## 基本方針3

市民・事業者・行政の協働による景観づくり

本築市は、多くの自然に恵まれ、さらには、濃尾平野に広がる広大な田園風景、歴史・文化的な景観など、多くの魅力的な景観を有しています。

そのため本市では、これらの魅力的な景観資源を守り活かしながら、これらと今後建てられる新しい住宅や店舗などの建物が調和した良好な景観をつくり育てていくことを目的として、本築市景観計画を策定しました。

## その他の取組について

景観計画では、景観形成重点地区、景観重要建造物・樹木などの各種制度について、活用にあたっての基本的な考え方を示しています。今後は、必要な協議調整のもと、これらの制度活用を図っていきます。

### |景観形成重点地区|

景観づくりを重点的に推進すべき地区を「景観形成重点地区」として指定することができるようになります。

景観形成重点地区では、地域住民等の意見を踏まえながら、地区独自の景観づくりの考え方や、これを実現するための具体的なルールを定めます。

#### 候補地の一例



淡墨公園周辺一帯



山口地区一帯



物部神社周辺一帯



(仮称)糸貫IC周辺一帯

### |景観重要建造物|・|景観重要樹木|

積極的に保全・活用を図るべき建造物や樹木を「景観重要建造物」や「景観重要樹木」として指定することができるようになります。

指定にあたっては、市民に広く認識され、多くの人の目に触れやすい場所にあつて、地域の良好な景観の形成に貢献しているなど、一定の基準を満たす建造物や樹木とします。

#### 景観的に優れた建造物の一例



観音堂  
(県指定文化財)



長屋神社本殿附棟札  
(県指定文化財)



八幡神社本殿  
(市指定文化財)

#### 景観的に優れた樹木の一例



見延北野神社の大杉  
(市指定文化財)



文殊の芋観桜  
(市指定文化財)



八幡神社の椎  
(市指定文化財)

※なお、これらの景観重要建造物・樹木には、文化財保護法に基づき、国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物等に指定されている建造物や樹木(淡墨桜など)は除くこととされています。

このパンフレットに関するお問い合わせ先

本築市役所 産業建設部  
都市計画課 (糸貫分庁舎)

〒501-0493 岐阜県本築市三橋 1101 番地 6  
TEL : 058-323-7758 (直通) FAX : 058-323-1157

# 景観計画のエリア

景観計画区域 ▶ 景観計画区域は市全域とします

## 地域別方針

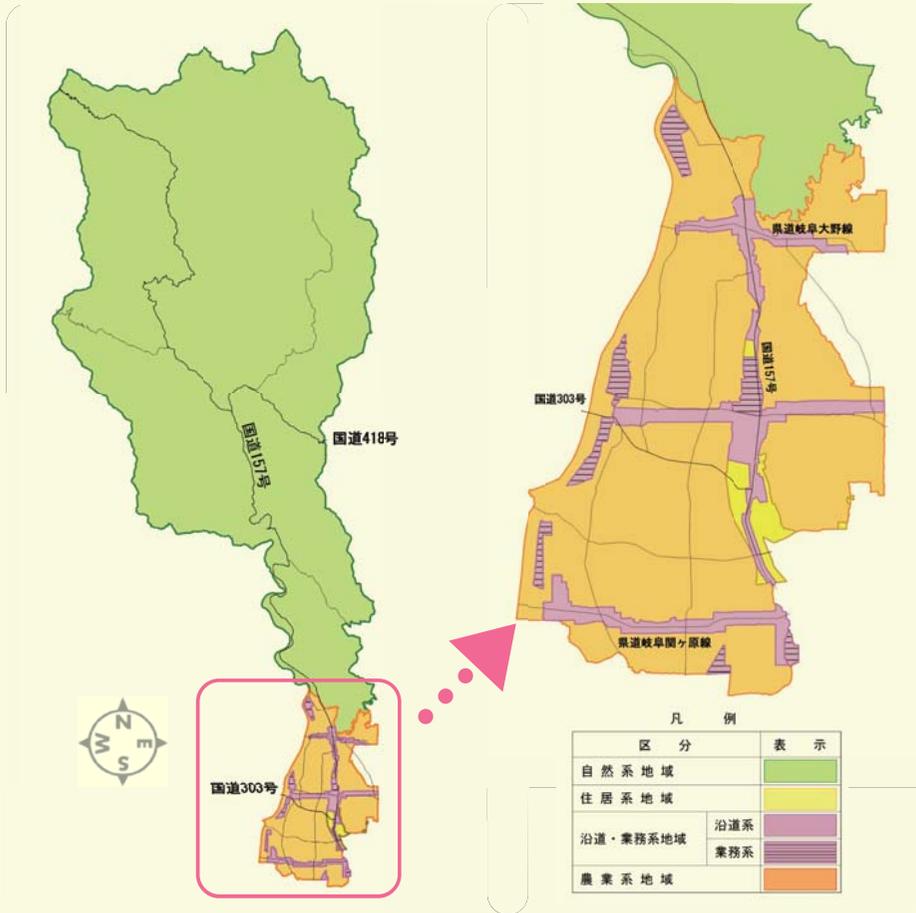
### 自然系地域

豊かな自然環境と農山村文化を守り活かした、美しい景観づくり



### 住居系地域

身近な緑と水辺を大切にしながら、快適に暮らせる景観づくり



### 沿道・業務系地域

市内外の人が快適に移動でき、周辺環境と調和した魅力ある通りの景観づくり



### 農業系地域

田園・里山・水辺の風景や農村文化を活かした、潤いと安らぎが感じられる景観づくり



# 行為の制限に関すること

● 景観計画では、市民・事業者等に守っていただくルールを定めます。

## 届出対象行為 ※建築物の場合

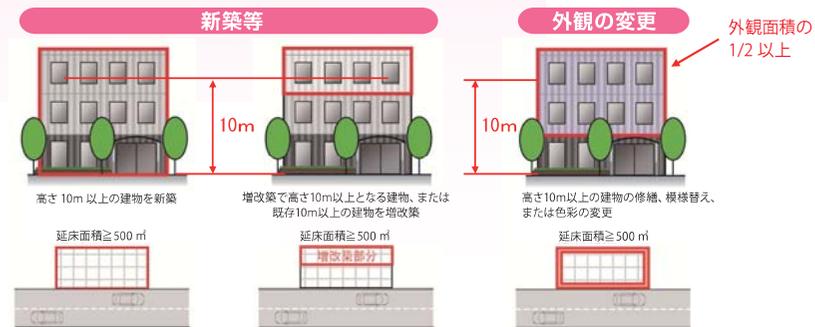
景観上、目に付きやすい中大規模な建築行為等を届出対象行為として定めます。

### ■建築物の建築等

- 建築物の新築や増改築、移転  
→ 延床面積が500㎡以上のもの又は高さが10m以上のもの
- 外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更  
→ 前述の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/2以上のもの

### 届出対象以外の行為

届出対象行為に該当しない小規模な建築行為等は、届出不要です。ただし、「景観形成配慮事項」や「景観形成基準」に適合するように配慮していただく必要があります。



## 景観形成基準のポイント

建築行為等を行う際に守っていただくルールとして、「景観形成配慮事項」と「景観形成基準」を定めます。

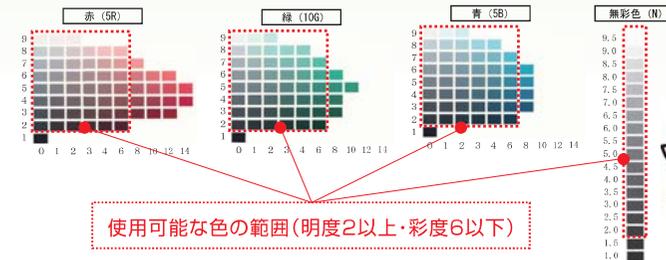
### ●景観形成配慮事項

すべての建築行為等に対して、自主的に配慮すべき事項として市全体共通の「景観形成配慮事項」を定めます。

### ●景観形成基準

最低限遵守すべき事項として、景観形成基準を定めます。届出対象行為を審査する際の基準となります。

田園景観やまち並みの景観に影響を及ぼす「色彩」については、定量的な基準を設定しています。



背後の自然景観と調和した緑化に努める。

壁面や軒先などの位置は隣近所との連続性を考慮する。

周辺景観と調和した色彩を基調とする。



# これからの景観づくりの仕組み

## 景観配慮確認票の提出の流れ

届出対象行為に該当しない場合は景観配慮確認票の提出に努めましょう。

- ☑ 住宅など、小規模な建物も対象となります
- ☑ 「景観配慮確認票」を市へ提出します
- ☑ 行為に着手する前に作成・提出しましょう



住宅を建てようと思ったら…



今の住まいも、新しいふん古くなくったから建て替えようかな…



景観配慮事項等を確認し、景観配慮確認票を作成



必要に応じて…

市窓口へ相談



景観配慮確認票を市へ提出



行為に着手

※ただし、建築確認申請等の手続きは別途必要となります



## 届出の流れ

届出対象行為に該当する場合は必ず届出をしましょう。

- ☑ 中大規模な建物などの届出対象行為が対象となります
- ☑ 「届出」をする必要があります
- ☑ 届出後、原則 30 日以内は行為の着手はできません

事前協議書の作成



市との事前協議



必要に応じて…  
景観アドバイザー



市への提出



届出内容の審査



適合

景観形成基準に適合している場合は、適合通知書が交付されます。

行為に着手

※ただし、建築確認申請等の手続きは別途必要となります

不適合

改善の必要がある場合は、市から助言や指導があります。それでも改善されない場合は、勧告等を受けることがあります。

## 景観形成配慮事項の例

周辺景観との調和に配慮

歴史的な雰囲気と統一



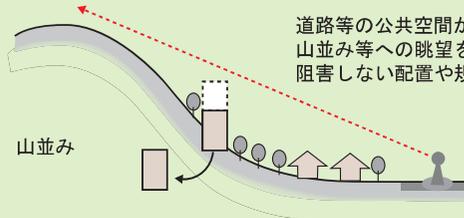
緑の連続性



良好な眺望への配慮

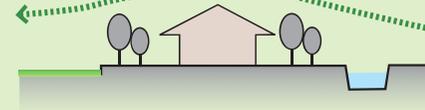
道路等の公共空間から山並み等への眺望を阻害しない配置や規模

山並み

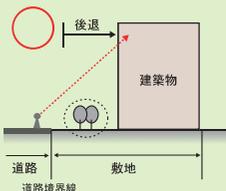


良好な景観資源への配慮

田園景観との調和、連続性

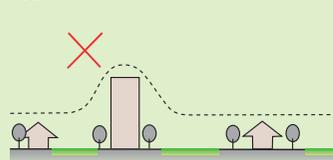


## 景観形成基準の例



配置・規模

壁面の後退や沿道の緑化で圧迫感を軽減



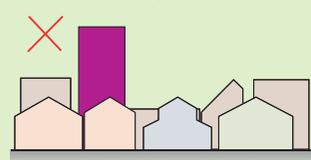
田園景観への影響を考慮し、突出しない高さとする

形態意匠



見た目が奇抜な形態意匠は避ける

色彩



けばけばしい色彩は避ける

緑化



周囲の田園景観等との調和に配慮し、適度な緑化に努める

その他



石材や木柵を使用したり、緑化することにより、圧迫感を軽減

